



税

事業を営まれている皆さんへ
償却資産申告書の提出を

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものを含みます。

- ① 構築物(建物附属設備を含む) 門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など
- ② 機械および装置 旋盤、ボール盤、フライス盤など
- ③ 船舶 ボート、漁船など

④ 航空機 セスナ、ヘリコプターなど

⑤ 車両および運搬具 手押し車、動力運搬車など(自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除く)

⑥ 工具・器具および備品 工具類、計算機、レジスター、机、いすなど

これらの資産を所有している方は、平成29年1月1日現在の資産所有状況を1月31日(火)までに申告してください。

なお、平成29年度償却資産申告書を、以前から事業を営んでいる方には送付しましたが、平成28年中に新しく事業を始めた方や申告書が届かなかった方は、市役所税務グループへ連絡してください。

※ 地方税ポータルシステム(エルトックス)を利用して電子申告ができます。

エルトックスホームページ
<http://www.eltax.jp/>

サポートデスク

☎ 0570-08-1459

問合せ先

困務グループ

☎ 52-1111(内線244・245)

家屋を取り壊したら
連絡してください

平成28年中に取り壊した家屋については、平成29年度から課税されません。

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、面積の大小にかかわらず市役所税務グループへ連絡してください。(電話連絡も可)

ただし、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をした場合は不要です。

「家屋滅失届」は市役所1階税務グループ窓口もしくは、市公式ホームページから入手できます。

問合せ先

困務グループ

☎ 52-1111(内線244・245)

教育

小学校新入学の保護者の皆さんへ

平成22年4月2日から平成23年4月1日までに生まれたお子さんは、4月から小学校へ入学します。

対象となるお子さんのいる家庭へは、入学するお子さんの氏名・小学校名・入学式の日付などを明記した

入学通知書を、1月下旬(幼稚園・保育園に在園の方は、各幼稚園・保育園を通して)送付します。

入学通知書が届かないときや、3月31日(金)までに転出・転入・転居を予定している方は、教育委員会学校経営グループへ連絡してください。

また、外国籍のお子さんは、保護者の方が希望すれば入学できます。詳しくは、問い合わせください。

問合せ先

教育委員会学校経営グループ

☎ 52-1111(内線31)

善意を

ありがとうございます

ございました(敬称略)

市へ

平成29年度高取辰巳会

芳川町内会

「教育振興のために」
社会福祉協議会へ

愛知グレースライオンズクラブ、
栗原一幸、コカ・コーライース
トジャパン株式会社、たかはま
小町、高浜市いきいきクラブ連
合会、(株)豊田自動織機、永柳和
枝、渡し場かもめ会

